

定教第45号議案

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を
改正する規則

別紙（案）のとおり

令和7年3月11日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

県立高校改革実施計画（Ⅱ期及びⅢ期）に基づく県立高等学校の
学科改編等に伴い、神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則に
ついて、所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則（昭和39年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立二俣川看護福祉高等学校の項中

「

神奈川県立二俣川看護福祉高等学校

」を「

神奈川県立二俣川高等学校

」に、

同表神奈川県立相模原城山高等学校の項中

「

単位制による全日制の課程	普通科
全日制の課程	普通科

」を「

単位制による全日制の課程	普通科
--------------	-----

」に、

同表神奈川県立海洋科学高等学校の項専攻科の項中

「

漁業生産科
水産工学科
情報通信科

」を「

航海科
機関科
無線技術科

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1 神奈川県立海洋科学高等学校の項専攻科の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

○神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則

新			旧		
第1条～第3条 (略)			第1条～第3条 (略)		
別表第1 高等学校 (第3条関係)			別表第1 高等学校 (第3条関係)		
学校名	課程等の別	学科	学校名	課程等の別	学科
(略)			(略)		
神奈川県立二俣川高等学校	全日制の課程	普通科	神奈川県立二俣川看護福祉高等学校	全日制の課程	普通科
		看護科			看護科
		福祉科			福祉科
(略)			(略)		
神奈川県立相模原城山高等学校	単位制による 全日制の課程 (削除)	普通科 (削除)	神奈川県立相模原城山高等学校	単位制による 全日制の課程 全日制の課程	普通科 普通科
(略)			(略)		
神奈川県立海洋科学高等学校	全日制の課程	船舶運航科	神奈川県立海洋科学高等学校	全日制の課程	船舶運航科
		水産食品科			水産食品科
		無線技術科			無線技術科
		生物環境科			生物環境科
	専攻科	航海科 機関科 無線技術科	専攻科	漁業生産科 水産工学科 情報通信科	
(略)			(略)		
別表第2・別表第3 (略)			別表第2・別表第3 (略)		

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

県立高校改革実施計画（Ⅱ期及びⅢ期）に基づく県立高等学校の学科改編等に伴い、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校の学校名を変更し、神奈川県立相模原城山高等学校の生徒募集の停止により令和7年3月をもってすべての生徒の在籍がなくなる全日制の課程を削除し、神奈川県立海洋科学高等学校の専攻科の学科名をより専門性を明確にした名称に改めるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 神奈川県立二俣川看護福祉高等学校の学校名の変更

改正後	改正前
神奈川県立二俣川高等学校	神奈川県立二俣川看護福祉高等学校

(2) 神奈川県立相模原城山高等学校の全日制の課程の削除

改正後			改正前		
神奈川県立相模原城山高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	神奈川県立相模原城山高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科
	(削除)	(削除)		全日制の課程	普通科

(3) 神奈川県立海洋科学高等学校の専攻科の学科名の変更

改正後			改正前		
神奈川県立海洋科学高等学校	専攻科	航海科	神奈川県立海洋科学高等学校	専攻科	漁業生産科
		機関科			水産工学科
		無線技術科			情報通信科

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、神奈川県立海洋科学高等学校の専攻科の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。